

別表十(六)
「12」欄又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書

当期特別勘定繰入額のうち損金算入額合計額 (別表十(六)付表一「11」の合計)		「12」欄		特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例(増資特定株式に係る損金算入)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項第1号」 ② 「区分番号」欄：「00656」 ③ 「適用額」欄：「12」欄の金額	
当期所得基準額の計算	所得金額総計基 (別表四「45の①」-「27の①」)			当期所得基準額 (2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(9)又は(別表十(六)付表二「10」) (125億円を超える場合は125億円) (マイナスの場合は0)	10
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱控除額 (別表十(三)「43」)			当期特別勘定繰入額のうち損金算入額 (1)と(10)のうち少ない金額)	11
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「10」)	4			
	農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「43の計」)	5			
	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)	6		(11)のうち増資特定株式に係る損金算入額 (別表十(六)付表一「12」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	12
				(11)のうち増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入額 (11)-(12)	13
当期益金算入額の計算					
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十(六)付表一「14」の合計)		14		(14)、(16)及び(17)以外の益金算入額 (別表十(六)付表一「17」の合計)	19
同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 (別表十(六)付表一「14」のうち増資特定株式に係る額の合計額)		15		同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 (別表十(六)付表一「17」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	20
5年経過特別勘定の金額の益金算入額 (別表十(六)付表一「15」の合計)		16			
要加算調整額 (別表十(六)付表一「16」の合計)		17			
同上のうち増資特定株式に係る額 (別表十(六)付表一「16」のうち増資特定株式に係る額の合計額)		18		(21)-(22)	

「13」欄

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例(増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項第2号」
② 「区分番号」欄：「00698」
③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(六) 令六・四・一以後終了事業年度分